

令和3年10月1日
自然保護課

「特定猟具使用禁止区域」の新規指定について

愛媛県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定に基づき、鳥獣の捕獲に伴う危険の予防や静穏の保持のため、「特定猟具使用禁止区域」（指定期間10年）を指定して、特定猟具を使用した狩猟を禁止しています。（現在72箇所）

令和3年11月1日から、次のとおり新たに西予市宇和町稲生地区内の2箇所（赤滝池・オツボ池、北田池）を銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」に指定したのでお知らせします。

1 指定概要

区域名称	赤滝・オツボ池特定猟具使用禁止区域	北田池特定猟具使用禁止区域
禁止猟具	銃器	銃器
指定区域	西予市宇和町稲生1130番地及び672番地の区域一円（2.34ha）	西予市宇和町稲生658番地の区域一円（0.41ha）
指定区分	銃猟に伴う危険予防	銃猟に伴う危険予防
指定期間	R3.11.1～R13.10.31	R3.11.1～R13.10.31

2 区域図

別添のとおり



お母さんのルル 娘のララ お父さんのトト
(自然保護課マスコットキャラクター)

[問い合わせ先]

愛媛県県民環境部環境局自然保護課
生物多様性係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
TEL：089-912-2368/FAX：089-912-2354
E-mail：shizenhogo@pref.ehime.lg.jp